

特記事項

沖縄振興公共投資交付金 定住促進住宅仲田2号棟、内花1号棟建築一式工事(R2)

・交付決定前の事前準備行為について

※本手続きは、国庫支出金に係る予算使用を前提とした事前準備手続きであり、交付決定後に効力を生じる事業であるため、交付申請等の手続きの関係上、入札を延期する場合があります。

・議会の議決に付すべき契約について

(議会議決後に正式に締結されるものであるが、契約の相手方及び契約内容が特定されていなければならないため、契約締結後、議会議案を提出し、議決をもって本契約締結となります。そのことにより議会の議決を得た後、発注者が落札者に対して本契約とする旨の意思表示をしたときに地方自治法第234条第5項と契約になります。)

なお、発注者は、議会の議決が得られなかった場合においても、落札者に対していかなる責任もありません。

・経費率の計上について(主たる工種:建築工事)

○沖縄県土木建築部建築工事積算基準等資料(令和2年7月版)第3編第1章共通事項3 主たる工事と主たる工事以外の工事を一括して発注する場合の算定から算出(共通仮設及び現場管理費を工種別に計上、一般管理を主たる工種にて計上)

・敷地が異なる複数の工事を一括して発注予定

○沖縄県土木建築部建築工事積算基準等資料(令和2年7月版)第3編第1章共通事項4 敷地が異なる複数の工事を一括して発注する場合の算定から算出(共通仮設及び現場管理費を敷地の工事ごとに算定、一般管理をそれぞれの敷地の工事ごとの工事原価の合計額に対する一般管理費率により算定)

・地域外からの労働者の確保に要する費用に対する積算について

○沖縄県土木建築部が実施する営繕工事における地域外からの労働者の確保に要する費用に対する積算の運用について 制定 平成29年11月8日土第825号 参照

工事の実施にあたって不足する労働者を地域外から確保せざる得ない場合と判断されるため、その算定方法は、沖縄県土木建築部が実施する営繕工事における地域外からの労働者の確保に要する費用に対する積算を運用する。

よって、妥当性が確認された費用について契約変更の対象となります。

(そのことにより入札額については、現地調達価格で積算した額として下さい)